



目 次

告 示	ページ
○県統計調査の実施（2件）（統計分析課）	1
◎高知県立県民文化ホールの指定管理者の指定（文化振興課）	2
◎高知県立歴史民俗資料館の指定管理者の指定（ " ）	2
◎高知県立坂本龍馬記念館の指定管理者の指定（ " ）	2
◎高知県立美術館の指定管理者の指定（ " ）	2
◎高知県立文学館の指定管理者の指定（ " ）	2
◎高知県スポーツ科学センターの指定管理者の指定（スポーツ課）	2
○保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の掲示（3件）（治山林道課）	2
○道路の区域変更（4件）（道路課）	5
○道路の供用開始（2件）（ " ）	6
公 告	
○土地改良区の役員の就退任（農業基盤課）	6
高知県公営企業局管理規程	
◎高知県公営企業局組織規程の一部を改正する規程	7
◎病院事業に従事する企業職員宿舍規程の一部を改正する規程	7
その他	
○公営住宅法に基づく県営住宅等の管理の代行（住 宅 課）	7
○公営住宅法に基づく村営住宅等の管理の代行（ " ）	8

告 示

高知県告示第214号

次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例（平成21年高知県条例第7号）第3条の規定により告示する。

平成31年3月29日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 調査の名称
高知県脳卒中患者実態調査

- 2 調査の目的
県内の脳卒中発症に係る課題を把握し、脳卒中医療の提供体制を構築する上での基礎資料とするため。
 - 3 調査対象の範囲
 - (1) 地域
県内全域
 - (2) 単位
医療機関
 - (3) 属性
脳卒中急性期の患者を受け入れている医療機関
 - 4 報告を求める事項及びその基準となる期間
 - (1) 報告を求める事項
 - ア 医療機関名
 - イ 脳卒中連携パス利用の有無
 - ウ 患者属性
 - エ 脳卒中発症区分
 - オ 治療内容
 - カ 基礎疾患の状況
 - キ 出血性合併症の有無
 - ク 喫煙状況
 - ケ 飲酒状況
 - コ 搬送及び入院区分
 - サ 退院日
 - シ 転帰
 - ス 発症から90日後の日本版modified Rankin Scale (mRS)の状況
 - (2) その基準となる期日
毎月末日現在
 - 5 報告を求める者
 - (1) 数
約30医療機関
 - (2) 選定方法
高知県保健医療計画における脳卒中センター及び脳卒中支援病院一覧により選定する。
 - 6 報告を求めるために用いる方法
 - (1) 調査組織
県が民間事業者を経由して報告を求める。
 - (2) 調査方法
郵送調査
 - 7 報告を求める期間
毎月翌月1日から10日（同日が日曜日若しくは土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「休日等」という。）に当たるときは、その日後の直近の休日等以外の日）まで
- 高知県告示第215号

次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例（平成21年高知県条例第7号）第3条の規定により告示する。

平成31年3月29日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 調査の名称
栄養指導実施報告
- 2 調査の目的
県の委託事業である外来栄養食事指導推進事業の進捗状況を把握する上での基礎資料とするため。
- 3 調査対象の範囲
 - (1) 地域
県内全域
 - (2) 単位
医療機関
 - (3) 属性
外来栄養食事指導推進事業に協力している医療機関
- 4 報告を求める事項及びその基準となる期間
 - (1) 報告を求める事項
 - ア 指導件数
 - イ 紹介患者数
 - ウ 指導指示医師数
 - エ 指導実施管理栄養士数
 - オ 指導票提出人数
 - カ 指導票指導件数
 - キ 患者属性
 - ク 患者の身体状況
 - ケ 患者の臨床データ
 - コ 患者の薬物の状況
 - サ 患者の栄養の状況
 - シ 患者の運動の状況
 - ス 患者の評価
 - セ 患者の心理の変化ステージ
 - (2) その基準となる期間
 - ア 平成31年4月1日から同年6月30日まで
 - イ 平成31年7月1日から同年9月30日まで
 - ウ 平成31年10月1日から同年12月31日まで
- 5 報告を求める者
 - (1) 数
約80医療機関
 - (2) 選定方法
全数
- 6 報告を求めるために用いる方法
 - (1) 調査組織
県が民間事業者を経由して報告を求める。
 - (2) 調査方法

<p>郵送調査</p> <p>7 報告を求める期間</p> <p>(1) 平成31年7月1日から同月10日まで</p> <p>(2) 平成31年10月1日から同月10日まで</p> <p>(3) 平成32年1月1日から同月10日まで</p> <p>高知県告示第216号</p> <p>高知県立県民文化ホールの設置及び管理に関する条例（昭和51年高知県条例第15号）第19条第2項の規定により指定管理者の指定をしたので、同条例第23条第1号の規定により次のとおり告示する。</p> <p>平成31年3月29日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 施設の名称 高知県立県民文化ホール</p> <p>2 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称 高知市本町三丁目2番15号 高知県立県民文化ホール共同企業体</p> <p>3 指定期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで</p> <p>高知県告示第217号</p> <p>高知県立歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例（平成2年高知県条例第26号）第19条第2項の規定により指定管理者の指定をしたので、同条例第23条第1号の規定により次のとおり告示する。</p> <p>平成31年3月29日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 施設の名称 高知県立歴史民俗資料館</p> <p>2 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称 高知市高須353番地2 公益財団法人高知県文化財団</p> <p>3 指定期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで</p> <p>高知県告示第218号</p> <p>高知県立坂本龍馬記念館の設置及び管理に関する条例（平成3年高知県条例第34号）第20条第2項の規定により指定管理者の指定をしたので、同条例第24条第1号の規定により次のとおり告示する。</p> <p>平成31年3月29日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 施設の名称 高知県立坂本龍馬記念館</p> <p>2 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称 高知市高須353番地2 公益財団法人高知県文化財団</p>	<p>3 指定期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで</p> <p>高知県告示第219号</p> <p>高知県立美術館の設置及び管理に関する条例（平成5年高知県条例第7号）第20条第2項の規定により指定管理者の指定をしたので、同条例第24条第1号の規定により次のとおり告示する。</p> <p>平成31年3月29日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 施設の名称 高知県立美術館</p> <p>2 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称 高知市高須353番地2 公益財団法人高知県文化財団</p> <p>3 指定期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで</p> <p>高知県告示第220号</p> <p>高知県立文学館の設置及び管理に関する条例（平成9年高知県条例第2号）第20条第2項の規定により指定管理者の指定をしたので、同条例第24条第1号の規定により次のとおり告示する。</p> <p>平成31年3月29日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 施設の名称 高知県立文学館</p> <p>2 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称 高知市高須353番地2 公益財団法人高知県文化財団</p> <p>3 指定期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで</p> <p>高知県告示第221号</p> <p>高知県立都市公園条例（平成17年高知県条例第7号）第29条第2項の規定により指定管理者の指定をしたので、同条例第33条の2第1号の規定により次のとおり告示する。</p> <p>平成31年3月29日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 施設の名称 高知県スポーツ科学センター</p> <p>2 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称 高知市春野町芳原2485番地 公益財団法人高知県スポーツ振興財団</p> <p>3 指定期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで</p> <p>高知県告示第222号</p> <p>平成30年9月高知県告示第756号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指</p>	<p>定施業要件を変更する予定の通知の内容を香美市役所及び土佐町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。</p> <p>平成31年3月29日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者</p> <p>(1)ア 登記簿記載の住所 香美郡横山村根木屋381番地 イ 氏名 小松 廣美</p> <p>(2)ア 登記簿記載の住所 香美郡物部村岡ノ内2424番地 イ 氏名 小松 貞廣</p> <p>(3)ア 登記簿記載の住所 香美郡物部村楮佐古676番地1 イ 氏名 山本 勝身</p> <p>(4)ア 登記簿記載の住所 須崎市大間本町21番15号 イ 氏名 岡上 弘毅</p> <p>(5)ア 登記簿記載の住所 土佐郡土佐町芥川5番屋敷 イ 氏名 筒井 友次</p> <p>(6)ア 登記簿記載の住所 土佐郡土佐町芥川4番屋敷 イ 氏名 筒井 友次</p> <p>(7)ア 登記簿記載の住所 土佐郡土佐村東石原996番地 イ 氏名 窪内 義治</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨</p> <p>(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 昭和58年9月農林水産省告示第1664号（三及び四に限る。）</p> <p>(2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p>高知県告示第223号</p> <p>平成30年11月高知県告示第910号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森</p>
---	---	--

林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を室戸市役所及び北川村役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成31年 3月29日

高知県知事 尾崎 正直

1 所在不明の森林所有者

- (1)ア 登記簿記載の住所
室戸市室戸岬町196番地
イ 氏名
山下 勝平
- (2)ア 登記簿記載の住所
室戸市室戸岬町1708番地
イ 氏名
奈比川 為次
- (3)ア 登記簿記載の住所
室戸市室戸岬町148番屋敷下 1 番戸
イ 氏名
田中 松平
- (4)ア 登記簿記載の住所
室戸市室戸岬町1104番地
イ 氏名
谷口 鹿松
- (5)ア 登記簿記載の住所
室戸市室戸岬町1473番地
イ 氏名
西田 伊太郎
- (6)ア 登記簿記載の住所
室戸市室戸岬町134番屋敷
イ 氏名
戎井 福太郎
- (7)ア 登記簿記載の住所
室戸市室戸岬町138番屋敷
イ 氏名
戎井 広治
- (8)ア 登記簿記載の住所
室戸市室戸岬町126番屋敷
イ 氏名
神田 吉太郎
- (9)ア 登記簿記載の住所
室戸市室戸岬町113番屋敷
イ 氏名
西田 久吉
- (10)ア 登記簿記載の住所
室戸市室戸岬町129番屋敷
イ 氏名

- 島村 丑太郎
- (11)ア 登記簿記載の住所
室戸市室戸岬町167番屋敷
イ 氏名
小松 久吉
- (12)ア 登記簿記載の住所
室戸市室戸岬町2008番地
イ 氏名
戎井 常次
- (13)ア 登記簿記載の住所
室戸市室戸岬町135番屋敷
イ 氏名
北村 直三郎
- (14)ア 登記簿記載の住所
室戸市室戸岬町139番屋敷
イ 氏名
東 丑之助
- (15)ア 登記簿記載の住所
室戸市室戸岬町149番屋敷下 1 番戸
イ 氏名
久村 亀次郎
- (16)ア 登記簿記載の住所
室戸市室戸岬町176番屋敷
イ 氏名
田中 長次
- (17)ア 登記簿記載の住所
室戸市室戸岬町155番屋敷
イ 氏名
氏川 吉松
- (18)ア 登記簿記載の住所
室戸市室戸岬町117番屋敷
イ 氏名
谷口 熊十郎
- (19)ア 登記簿記載の住所
室戸市室戸岬町2115番地
イ 氏名
久村 多祢
- (20)ア 登記簿記載の住所
室戸市室戸岬町131番屋敷
イ 氏名
小松 熊之助
- (21)ア 登記簿記載の住所
室戸市室戸岬町187番屋敷
イ 氏名
北村 丑松

- (22)ア 登記簿記載の住所
室戸市室戸岬町185番屋敷
イ 氏名
富岡 熊三郎
- (23)ア 登記簿記載の住所
室戸市室戸岬町84番屋敷
イ 氏名
小野 点太郎
- (24)ア 登記簿記載の住所
室戸市室戸岬町157番屋敷
イ 氏名
中屋 丑次郎
- (25)ア 登記簿記載の住所
室戸市室戸岬町206番屋敷
イ 氏名
松沢 鹿松
- (26)ア 登記簿記載の住所
香美郡晝霞村古井 3 番屋敷
イ 氏名
川村 滝馬
- (27)ア 登記簿記載の住所
室戸市室戸岬町149番屋敷下 1 番戸
イ 氏名
久村 十太郎
- (28)ア 登記簿記載の住所
室戸市室戸岬町137番屋敷
イ 氏名
富岡 鹿太郎
- (29)ア 登記簿記載の住所
室戸市室戸岬町166番屋敷
イ 氏名
戎井 亀太郎
- (30)ア 登記簿記載の住所
室戸市室戸岬町168番屋敷
イ 氏名
南 鉄太郎
- (31)ア 登記簿記載の住所
室戸市室戸岬町170番屋敷
イ 氏名
道脇 梅松
- (32)ア 登記簿記載の住所
高知市介良乙3225番地18
イ 氏名
公文 寿賀子
- (33)ア 登記簿記載の住所

<p>室戸市室戸岬町122番屋敷</p> <p>イ 氏名 西田 鶴吉</p> <p>(34)ア 登記簿記載の住所 室戸市室戸岬町2752番地</p> <p>イ 氏名 杉本 陽二</p> <p>(35)ア 登記簿記載の住所 室戸市室戸岬町195番屋敷</p> <p>イ 氏名 中屋 馬吾</p> <p>(36)ア 登記簿記載の住所 室戸市室戸岬町57番屋敷</p> <p>イ 氏名 浜口 芳次</p> <p>(37)ア 登記簿記載の住所 室戸市室戸岬町149番屋敷</p> <p>イ 氏名 氏川 鶴吉</p> <p>(38)ア 登記簿記載の住所 室戸市室戸岬町2010番地イ号</p> <p>イ 氏名 松沢 伊勢次</p> <p>(39)ア 登記簿記載の住所 室戸市室戸岬町196番屋敷</p> <p>イ 氏名 中屋 岩次郎</p> <p>(40)ア 登記簿記載の住所 室戸市室戸岬町2374番地</p> <p>イ 氏名 中屋 寅次</p> <p>(41)ア 登記簿記載の住所 静岡県賀茂郡河津町見高145番地6</p> <p>イ 氏名 富岡 和彦</p> <p>(42)ア 登記簿記載の住所 高知市葛島一丁目10番57-608号 アルファステイツ 高須</p> <p>イ 氏名 林田 有喜</p> <p>(43)ア 登記簿記載の住所 安芸郡北川村島</p> <p>イ 氏名 星神社</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨</p>	<p>(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 昭和53年8月農林水産省告示第142号</p> <p>(2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p>高知県告示第224号 平成30年12月高知県告示第949号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を高知市役所及び関係町村役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 平成31年3月29日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者</p> <p>(1)ア 登記簿記載の住所 大阪府東大阪市横小路町五丁目7番19号</p> <p>イ 氏名 島田 秀孝</p> <p>(2)ア 登記簿記載の住所 高知市佐々木町37番地3</p> <p>イ 氏名 伊藤 直幸</p> <p>(3)ア 登記簿記載の住所 吾川郡吾北村清水上分1168番地</p> <p>イ 氏名 川村 泰博</p> <p>(4)ア 登記簿記載の住所 高岡郡日下村本郷110番上屋敷</p> <p>イ 氏名 森下 由一</p> <p>(5)ア 登記簿記載の住所 高岡郡日高村本郷1469番地</p> <p>イ 氏名 森 淳</p> <p>(6)ア 登記簿記載の住所 高岡郡佐川町東組1873番地</p> <p>イ 氏名 西田 美和子</p> <p>(7)ア 登記簿記載の住所 高岡郡黒岩村浅尾1146番地</p> <p>イ 氏名 岡林 統司郎</p> <p>(8)ア 登記簿記載の住所</p>	<p>土佐郡鏡村小山414番地</p> <p>イ 氏名 伊藤 喜久治</p> <p>(9)ア 登記簿記載の住所 吾川郡明治村鎌井田</p> <p>イ 氏名 中内 勝海</p> <p>(10)ア 登記簿記載の住所 高岡郡越知町横島中1875番地</p> <p>イ 氏名 黒原 増美</p> <p>(11)ア 登記簿記載の住所 神奈川県横浜市緑区荏田町428番地4</p> <p>イ 氏名 橋村 栄一</p> <p>(12)ア 登記簿記載の住所 吾川郡池川町土居甲1281番地1</p> <p>イ 氏名 田代 正美</p> <p>(13)ア 登記簿記載の住所 吾川郡富岡村見ノ越48番屋敷</p> <p>イ 氏名 橋村 幸一</p> <p>(14)ア 登記簿記載の住所 吾川郡池川町土居甲1281番地1</p> <p>イ 氏名 田代 正美</p> <p>(15)ア 登記簿記載の住所 吾川郡富岡村見ノ越42番地</p> <p>イ 氏名 福原 亀治</p> <p>(16)ア 登記簿記載の住所 吾川郡池川町見ノ越42番地</p> <p>イ 氏名 福原 健朗</p> <p>(17)ア 登記簿記載の住所 吾川郡池川町見ノ越42番地</p> <p>イ 氏名 福原 亀治</p> <p>(18)ア 登記簿記載の住所 吾川郡池川町日浦102番地</p> <p>イ 氏名 小笠原 一夫</p> <p>(19)ア 登記簿記載の住所 吾川郡池川町楮原602番地</p>
---	---	--

<p>イ 氏名 鈴木 照元 (20)ア 登記簿記載の住所 吾川郡富岡村大平1063番地</p> <p>イ 氏名 鈴木 春茂 (21)ア 登記簿記載の住所 吾川郡富岡村大平211番地</p> <p>イ 氏名 青木 清見 (22)ア 登記簿記載の住所 吾川郡池川町大平1064番地</p> <p>イ 氏名 鈴木 正長 (23)ア 登記簿記載の住所 吾川郡富岡村大平1063番地</p> <p>イ 氏名 鈴木 正長 (24)ア 登記簿記載の住所 高知市永国寺町30番地</p> <p>イ 氏名 鈴木 二郎 (25)ア 登記簿記載の住所 吾川郡池川町川内谷570番地</p> <p>イ 氏名 大原 一郎 (26)ア 登記簿記載の住所 吾川郡池川町川内谷526番地</p> <p>イ 氏名 藤原 勝重 (27)ア 登記簿記載の住所 吾川郡富岡村川内谷570番地</p> <p>イ 氏名 大原 一郎 (28)ア 登記簿記載の住所 吾川郡いの町小川新別801番地</p> <p>イ 氏名 筒井 保雄 (29)ア 登記簿記載の住所 吾川郡池川町大平204番地</p> <p>イ 氏名 藤本 時寿 (30)ア 登記簿記載の住所 吾川郡富岡村入江谷315番地</p> <p>イ 氏名</p>	<p>川崎 秀尾 (31)ア 登記簿記載の住所 吾川郡富岡村入江谷315番地</p> <p>イ 氏名 川崎 繁次 (32)ア 登記簿記載の住所 吾川郡池川町土居甲1021番地 3</p> <p>イ 氏名 大崎 常正 (33)ア 登記簿記載の住所 吾川郡池川町余能321番地</p> <p>イ 氏名 大崎 友次 (34)ア 登記簿記載の住所 吾川郡池川町余能392番地</p> <p>イ 氏名 梅原 定利 (35)ア 登記簿記載の住所 吾川郡池川町余能317番地 1</p> <p>イ 氏名 大菊 高松 (36)ア 登記簿記載の住所 吾川郡池川町余能377番地</p> <p>イ 氏名 大崎 亀徳 (37)ア 登記簿記載の住所 吾川郡富岡村土居94番地</p> <p>イ 氏名 安岡 吉喜代 (38)ア 登記簿記載の住所 大阪府高槻市竹ノ内町251番地 3</p> <p>イ 氏名 福積 秋 (39)ア 登記簿記載の住所 吾川郡池川町大屋732番地</p> <p>イ 氏名 山中 清恵 (40)ア 登記簿記載の住所 吾川郡池川町坪井川214番地</p> <p>イ 氏名 伊藤 好直 (41)ア 登記簿記載の住所 土佐郡鏡村小山405番地</p> <p>イ 氏名 谷川 延命</p>	<p>(42)ア 登記簿記載の住所 土佐郡鏡村小山238番地</p> <p>イ 氏名 谷川 廣海 (43)ア 登記簿記載の住所 土佐郡鏡村小山414番地口</p> <p>イ 氏名 伊藤 榮一</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 昭和53年10月農林水産省告示第362号 (2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p>高知県告示第225号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。 その関係図面は、平成31年3月29日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。 平成31年3月29日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 道路の種類 国道 2 路線名 321号 3 道路の区域</p> <table border="1" data-bbox="1489 917 2083 1236"> <thead> <tr> <th>区 間</th> <th>変更前後の別</th> <th>敷地の幅員 (メートル)</th> <th>延 長 (メートル)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">幡多郡大月町弘見字 芝ノダバ1588番3か ら 幡多郡大月町弘見字 大川フチ1562番1ま で</td> <td>前</td> <td>13.6 } 30.8</td> <td rowspan="2">236</td> </tr> <tr> <td>後</td> <td>12.2 } 27.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>高知県告示第226号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。 その関係図面は、平成31年3月29日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。 平成31年3月29日 高知県知事 尾崎 正直</p>	区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	幡多郡大月町弘見字 芝ノダバ1588番3か ら 幡多郡大月町弘見字 大川フチ1562番1ま で	前	13.6 } 30.8	236	後	12.2 } 27.0
区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)									
幡多郡大月町弘見字 芝ノダバ1588番3か ら 幡多郡大月町弘見字 大川フチ1562番1ま で	前	13.6 } 30.8	236									
	後	12.2 } 27.0										

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 有岡川登
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
四万十市手洗川字西 チシヤノ木3336番1 から 四万十市手洗川字小 森3371番1まで	前	A	5.9 }
			32.1
四万十市手洗川字ト イロ3312番地先から 四万十市手洗川字小 森3371番1まで	前	B	6.7 }
			14.8
四万十市手洗川字ト イロ3312番地先から 四万十市手洗川字小 森3371番1まで	後		6.7 }
			14.8

高知県告示第227号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成31年3月29日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年3月29日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 弘岡下種崎
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高知市御豊瀬字ワラ ウガ浦428番地先か ら 高知市御豊瀬字ワラ ウガ浦462番地先ま で	前		2.0 }
			6.4
高知市御豊瀬字ワラ			

ウガ浦428番地先か ら 高知市御豊瀬字ワラ ウガ浦462番地先ま で 龍馬（汽船・船舶番 号132097）	後	2.0 } 9.0	56
--	---	-----------------	----

高知県告示第228号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成31年3月29日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年3月29日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 北本町領石
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
南国市領石字四ツ松 283番1から 南国市領石字四ツ松 282番まで	前	12.5 }	6
	後	12.5 }	6
		14.5	

高知県告示第229号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成31年3月29日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年3月29日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 321号
- 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
幡多郡大月町弘見字芝ノダ		

バ1588番3から 幡多郡大月町弘見字大川フ チ1562番1まで	236	平成31年3月29 日
--	-----	----------------

高知県告示第230号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成31年3月29日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年3月29日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 弘岡下種崎
- 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
高知市御豊瀬字ワラウガ浦 428番地先から 高知市御豊瀬字ワラウガ浦 462番地先まで 龍馬（汽船・船舶番号 132097）	56	平成31年3月29 日

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、春野町中央土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の出がであった。

平成31年3月29日

高知県知事 尾崎 正直

役名	氏 名	住 所
(退任)		
理事	中山 恒水	高知市春野町西分 128番地
〃	上田 龍生	〃 〃 448番地の1
〃	廣瀬 利男	〃 〃 1724番地の1
〃	長崎 幸郎	〃 〃 1777番地
〃	岡部 良一	〃 〃 2608番地
〃	岡部 有文	〃 〃 2643番地
〃	中山 英之	〃 春野町芳原 568番地
〃	高橋 孝正	〃 〃 505番地イ号地
〃	中山 學	〃 〃 624番地
〃	上田隆一郎	〃 〃 1566番地

〃 上田 三二 〃 〃 2535番地
 〃 吉本 孝寛 〃 〃 1488番地
 〃 上田 和男 〃 春野町西分3454番地
 〃 中山 彰 〃 〃 2895番地
 〃 野本 力男 〃 春野町秋山1414番地
 監事 雨森 佳彦 〃 春野町西分3493番地
 〃 上田 輝雄 〃 春野町芳原2126番地
 〃 吉本 正豊 〃 〃 1352番の13地

(就任)

理事 中山 恒水 高知市春野町西分 128番地
 〃 上田 龍生 〃 〃 448番地の1
 〃 廣瀬 利男 〃 〃 1724番地の1
 〃 長崎 幸郎 〃 〃 1777番地
 〃 岡部 良一 〃 〃 2608番地
 〃 岡部 有文 〃 〃 2643番地
 〃 中山 英之 〃 春野町芳原 568番地
 〃 高橋 孝正 〃 〃 505番地イ号地
 〃 中山 學 〃 〃 624番地
 〃 吉本 孝寛 〃 〃 1488番地
 〃 上田 和男 〃 春野町西分3454番地
 〃 中山 彰 〃 〃 2895番地
 〃 野本 力男 〃 春野町秋山1414番地
 監事 雨森 佳彦 〃 春野町西分3493番地
 〃 上田 輝雄 〃 春野町芳原2126番地
 〃 吉本 正豊 〃 〃 1352番の13地

公営企業局管理規程

高知県公営企業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年3月29日

高知県公営企業局長 北村 強

高知県公営企業局管理規程第2号

高知県公営企業局組織規程の一部を改正する規程

高知県公営企業局組織規程（昭和43年高知県企業局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表中

病院総合医養成センター	
-------------	--

を

病院総合医養成センター	
-------------	--

急性心筋梗塞治療センター	
東部脳疾患センター	
東部周産期センター	

に改める。

第9条第10項中「及び病院総合医養成センター」を「、病院総合医養成センター、急性心筋梗塞治療センター、東部脳疾患センター及び東部周産期センター」に改め、同項に次の3号を加える。

- (4) 急性心筋梗塞治療センターの分掌事務
 - ア 心臓疾患患者の高度の診療に関すること。
 - イ アに掲げるもののほか、センターに関する必要な事項
- (5) 東部脳疾患センターの分掌事務
 - ア 脳血管疾患患者の高度の診療に関すること。
 - イ アに掲げるもののほか、センターに関する必要な事項
- (6) 東部周産期センターの分掌事務
 - ア 周産期疾患患者の高度の診療に関すること。
 - イ アに掲げるもののほか、センターに関する必要な事項

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

病院事業に従事する企業職員宿舍規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年3月29日

高知県公営企業局長 北村 強

高知県公営企業局管理規程第3号

病院事業に従事する企業職員宿舍規程の一部を改正する規程

病院事業に従事する企業職員宿舍規程（平成19年高知県公営企業局管理規程第26号）の一部を次のように改正する。

第6条第5項中「111円」を「122円」に改める。

別表中「270円」を「285円」に、「208円」を「225円」に、「256円」を「277円」に、「158円」を「171円」に、「229円」を「248円」に、「127円」を「137円」に、「203円」を「220円」に、「87円」を「94円」に、「184円」を「199円」に、「60円」を「65円」に、「166円」を「180円」に、「53円」を「58円」に、「149円」を「161円」に、「134円」を「145円」に、「124円」を「134円」に改める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

そ の 他

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第47条第1項の規定に基づき高知県に代わって県営住宅（高知県営住宅の設置及び管理に関する条例（平成9年高知県条例第3号）第2条第3号に規定する従前居住者用住宅を除く。）及び共同施設（同条第4号に規定する従前居住者用住宅に係る共同施設と同等と認められる施設を除く。）（以下「県営住宅等」という。）の管理を行うこととなったので、同法第47条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成31年3月29日

高知県住宅供給公社理事長 野々村 毅

- 1 高知県に代わって県営住宅等の管理を行う地方住宅供給公社の名称
高知県住宅供給公社
- 2 高知県住宅供給公社が高知県に代わって管理を行う県営住宅等の名称

団地名	位置
鏡水	高知市上町四丁目
大津	高知市大津
若草町	高知市若草町
若草南	高知市若草南町
介良	高知市介良
船岡	高知市神田
小高坂三の丸	高知市平和町
宇治	吾川郡いの町
長浜馬場の西	高知市長浜
柳ノ内	室戸市室津
行当	室戸市元

土佐山田	香美市土佐山田町
鏡川	高知市鴨部一丁目
潮江	高知市小石木町
船岡南	高知市神田
桜ヶ丘	安芸市桜ヶ丘町
沖田	高知市朝倉
別所山	香南市赤岡町
日高	高岡郡日高村
元	室戸市元
十津南	高知市十津五丁目
春野	高知市春野町内ノ谷
天神南	安芸郡奈半利町
鏡野	香美市土佐山田町神母ノ木
窪川	高岡郡四万十町
奈半利	安芸郡奈半利町
佐喜浜	室戸市佐喜浜町
蒲原	南国市岡豊町蒲原
赤岡	香南市赤岡町
安芸東	安芸市川北
野根	安芸郡東洋町
横浜	高知市横浜新町二丁目
田野	安芸郡田野町
南国	南国市小籠二丁目

中村	四万十市中村丸の内
桜川	須崎市押岡
吉川	香南市吉川町吉原
土佐	土佐市蓮池
清水	土佐清水市幸町
赤岡東	香南市赤岡町
十市	南国市緑ヶ丘一丁目
佐川	高岡郡佐川町
日高東	高岡郡日高村
宿毛	宿毛市平田町
宝永	安芸市宝永町
中村北	四万十市安並
鴨部	高知市鴨部二丁目
奈半利東	安芸郡奈半利町
佐賀	幡多郡黒潮町
本山	長岡郡本山町
横浜第二	高知市横浜新町一丁目
田野西	安芸郡田野町
土佐南	土佐市蓮池
吉川西	香南市吉川町吉原
羽根	室戸市羽根町
野根第二	安芸郡東洋町

大方	幡多郡黒潮町
菜生	室戸市室戸岬町
竹島	高知市南竹島町
朝倉	高知市朝倉本町一丁目
羽根第二	室戸市羽根町

- 3 高知県住宅供給公社が高知県に代わって行う県営住宅等の管理の内容
 (1) 公営住宅法第47条第3項各号（第4号、第6号及び第7号を除く。）に掲げる業務
 (2) 県営住宅等の整備及び改修に関する業務並びに(1)に掲げる業務に付随する業務
 4 高知県住宅供給公社が高知県に代わって県営住宅等の管理を行う期間
 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで



公営住宅法（昭和26年法律第193号）第47条第1項の規定に基づき日高村に代わって村営住宅等（日高村営住宅設置及び管理に関する条例（平成9年日高村条例第22号）第2条第1号に規定する村営住宅及び同条第3号に規定する共同施設をいう。以下同じ。）の管理を行うこととなったので、同法第47条第2項の規定により次のとおり公告する。

- 平成31年3月29日
 高知県住宅供給公社理事長 野々村 毅
- 1 日高村に代わって村営住宅等の管理を行う地方住宅供給公社の名称
 高知県住宅供給公社
- 2 高知県住宅供給公社が日高村に代わって管理を行う村営住宅等の名称

団地名	位置
村営住宅西ノ越住宅	高岡郡日高村本郷3, 352番地 2
村営住宅国岡団地A棟	高岡郡日高村下分3, 092番地 2
村営住宅国岡団地B棟	〃
村営住宅馬越団地	高岡郡日高村沖名1, 085番地

村営住宅夢団地	高岡郡日高村本村24番地 1
村営住宅清水田団地	高岡郡日高村本郷1,604番地11
村営住宅福良住宅	高岡郡日高村下分3,938番地 2
村営住宅鍛冶屋住宅	高岡郡日高村下分3,884番地 1

3 高知県住宅供給公社が日高村に代わって行う村営住宅等の管理の内容

(1) 公営住宅法第47条第3項各号（第4号、第6号及び第7号を除く。）に掲げる業務

(2) 村営住宅等の整備及び改修に関する業務並びに(1)に掲げる業務に付随する業務

4 高知県住宅供給公社が日高村に代わって村営住宅等の管理を行う期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで